

令和7年度 つくばみらい市立伊奈中学校部活動運営方針

1 部活動運営の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康増進、基本的な生活習慣を高めることにも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき計画的に実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自ら考え、主体的に取り組むことのできる生徒・ 思いやりの心を持ち、多義の良さを認め合うことのできる生徒 |
|--|

- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図る。

2 適切な休養日等の設定

(1) 活動時間の上限

- 1日の活動時間は、平日は2時間、休日は3時間、1週当たり11時間を上限とする。
(練習試合や大会の当日は除く。)
- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。
- ※ 長期休業中も同様に設定。

(2) 朝の活動

- 原則として朝の活動は実施しない。
大会の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースを除く。

(3) 休養日

- 学期中は、毎週月曜日を休養日とする。
月曜日が休日となった場合は、火曜日を休養日とする。
(平日に1日以上の上止日を設ける)
- 休日(土・日)のいずれかは休養日とする。
「大会、コンクール、展覧会等」(以下、「大会等」と表記)により、土日の両日活動する場合は、校長判断とする。
ただし、土日の両日実施した場合は、翌週の土日に振替える。
- 学校閉庁日は、部活動休止日とする。ただし、大会等が実施される場合は、その参加については、校長判断とする。
- 夏季休業中の部活動の日数は、夏季休業日数の半分までを基準とする。1週間の活動時間は、学期中の運用に準ずる。(平日1日以上、土日の1日以上は休止日)
- 定期テスト実施日前の3日間及びテスト実施日を休止日とする。
- 夏季休業及び冬季休業中に、1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。学校閉庁日は休養期間とする。
※この期間に大会等があり、学校長の承認を受けて参加をする場合には、期間をずらして休養期間を設ける。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 大会等参加数の精選

- 公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- 参加する大会等について、毎月の活動計画に加えて作成し、「練習試合及び対外試合許可申請書」を校長に提出する。

(2) 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。

(3) みらい型部活動改革

下校時刻を早めることによるゆとりと安全

- 5時間授業の日：100分活動 6時間授業の日 50分または40分活動
- 下校時刻 16時30分

4 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

5 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(2) 地域移行の推進

6 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- 生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。
- 時間上限遵守・振替休養日の設定を徹底することにより、大会参加数の抑制を促進する。